

「検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善」について

○ 規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日）抜粋

5. 地域活性化分野

(3) 具体的な規制改革項目

① 空きキャパシティの再生・利用

ア 建築物の用途変更時等における規制の見直し

- d 検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善【①については平成27年度以降継続的に検討・結論・措置、②については平成27年度措置】

平成26年7月に、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」が公表されたが、民間確認検査機関や事業者に対する周知がまだ十分ではなく、検査済証のない建物に対して、用途変更・増改築を行う建物でなければ、法適合状況調査ができず、用途変更・増改築を行わない建物に対して、金融機関等から融資を受けてリフォーム等を行う場合は法適合状況調査する方法がないとの誤解がある。また、既存建築ストックに対する投資やリノベーション（機能、価値の再生のための改修）を促進するために、手続の合理化や構造等に係る調査方法や判断基準について、より一層の取組みが必要であるとの指摘がある。

したがって、

- ① 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。
- ② 法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。

○ 規制改革実施計画（平成27年6月30日）抜粋

4	<p>建築物の用途変更時等における規制の見直し④（検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善）</p>	<p>①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。</p>	<p>①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置</p>	国土交通省
---	---	--	--	-------